

「持家取得促進のための制度の更なる充実」
「社宅新料金制度における居住使用料算定の特例」について業務委員会開催

持家住宅補給金増額！転勤により持家からの通勤が不可能な場合の社宅料金は1倍！ 組合員の要求が一部前進！

7月19日本部は、「持家取得促進のための制度の更なる充実について」と、「社宅新料金制度における居住使用料算定の特例について」業務委員会を開催し、会社から説明を受け議論しました。これまで本部は、家族用社宅の使用料金等の改定等について、反対の意思を明確にすると共に申し入れを行い議論してきました。この中で持家取得促進のための制度についても議論してきましたが、会社は「成案を得しだい提示する」と回答していました。

今回会社が提示した「持家取得促進のための制度の更なる充実について」は持家住宅補給金を増額する改定を行うもので、「社宅新料金制度における居住使用料算定の特例について」は40歳以上の社員が家族用社宅に入居する場合の居室使用料算定の特例を設けるというものです。特に、持家住宅補給金の増額や、転勤により持家から通勤不可能な場合の社宅料金は増額しないよう業務委員会で主張してきたところであり、組合員の切実な要求を勝ちとったといえます。しかし、現行制度の適用者が新制度に移行できないことや住宅補給金額が不十分であること、利子補給制度の併用などが問題として残っています。

また今回の提示は、家族用社宅の使用料金等の変更についての説明をする前に提示すべきだったこと等を含めて、会社を厳しく追及しました。

以下、会社提示資料と、主な協議の内容です。

会社提示資料「持家取得促進のための制度の更なる充実について」

1. 実施内容

・持家住宅補給金を次の通り改定する。

- ①新築または購入後5年以内 月額 20,000円
- ②5年経過後～10年以内 月額 6,000円
- ③10年経過後～20年以内 月額 3,000円

ただし、45歳以上で新築または購入した場合は、①を月額6,000円とする。

・持家住宅補給金の申請は、1人1回限りとする。

2. 実施時期

平成25年4月から実施する。

3. その他

- ・すでに持家住宅補給金の支給を受けている者については、現行制度を継続して適用する。なお、対象物件の変更に伴い、新制度実施後に新たに持家住宅補給金の申請を行う場合には、新制度にて承認を行う。ただし、この場合の新築または購入後5年以内の補給金は月額6,000円とする。
- ・「住宅資金等借入に対する利子補給取扱細則」第2条第2号に定める「受給者」に該当する者については、一定期間を設けて持家住宅補給金への変更を受け付ける。

以 上

会社提示資料「社宅新料金制度における居室使用料算定の特例について」

1. 社員または扶養親族が所有権を有する住宅（以下、「持家」という）が、勤務地から通勤可能な範囲にないが、当社のいずれかの業務機関まで通勤可能な範囲にある場合。

居室使用料は、年齢を問わず所定料金の1倍とする。

2. 持家はあるが当社のいずれの業務機関にも通勤できない範囲にある場合。

居室使用料は40歳以上44歳以下は所定料金の2倍、45歳以上は所定料金の2.5倍とする。

3. 広域異動者または特別な事情がある場合

居室使用料は、40歳以上は所定料金の2倍とする。

ただし、上記1に該当する場合は、所定料金の1倍とする。

4. 50歳以上で、かつ上記1、2、3のいずれにも該当しない場合の居室使用料は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間、所定料金の2.5倍とする。

以 上

知っていても教えない！なんと誠意のない会社なのか！

組合：なぜ、家族用社宅の使用料金等の改定等について提示する前に、持家取得制度の充実について提示しなかったのか。

会社：成案が整ったので今回説明をすることとなった。

組合：7月13日の「家族用社宅の使用料金等の改定等に対する申し入れ」についての業務委員会で、成案は何時説明するのかと聞いたが会社は19日に説明をすると言わなかった。ところが、7月13日の時点では既に19日の業務委員会が予定されていて、厚生関係の説明員が出席すると組合に告げていたではないか。

会社：本日その成案が整ったので説明をした。

組合：13日に分かっていながら、なぜ19日に説明すると言わなかったのか。

会社：その場では議論ができないので19日に説明すると言わなかった。きちんと整理ができたため今回説明することとした。

組合：会社に誠意が無いと受け止めざるを得ない。社員も何時説明があるのか待っていたのだ。

会社：きちんと説明できる状態ではなかったからである。

組合：今後は提示内容が決まりしだい、組合に事前に知らせること。

新築・購入から5年間は全員に20,000円支給せよ！

組合：45歳以上の者が今後住宅を新築または購入した場合の持家住宅補給金は、新築または購入後5年以内で月額6,000円となるのか。

会社：その通りである。

組合：45歳以上の者も同じ扱いとすべきである。

会社：世間一般の補給金を考慮し、若年層が安心して働ける環境を踏まえ提示した。

組合：45歳以上を差別するのか。45歳以上でも家を建てることで負担は大きくなる。

会社：45歳以上になれば賃金も高くなる。制度とはどこかに歪みが生まれるものである。現行制度の住宅補給金を支給された方が得になる社員もいる。個人によって違いはある。

組合：しかし、新しい制度を導入すれば不公平感が生まれる。

会社：現行の制度が適用されれば、社員のうちは3,000円が支給されることとなる。

組合：しかし、新制度の条件は良くなっている。45歳以上で持家を購入する場合は大きな差別を感じることになる。45歳以上の条件を撤廃すること。

支給期間は20年とせず退職まで支給すること！

組合：先ほど現行制度の住宅補給金を支給された方が得になる社員もいると言ったがどうか。

会社：改正後の制度では新築・購入から20年間の支給となる。現行制度では60歳まで支給されるため、新制度に移行すると数年で支給が終了する社員が出てくるからである。

組合：新築・購入から20年間では30代に家を建てたら退職の前に支給が打ち切られてしまうではないか。新築・購入から20年間とせず退職まで支給すること。

会社：その様な考えはない。

組合：改正後の制度は、60歳までの者が適用されるのか。専任社員には適用されないのか。

会社：あくまでも社員に適用する。60歳までの支給となる。

組合：改正後は、20年間補給金が支給されるが、40歳で住宅購入のモデルを考えたのか。

会社：40歳までのモデルとした。世間では、住宅購入が平均40歳となっている。

組合：持家住宅補給金の申請は、一人1回限りとしているが、建て替えを行った場合は、新たに元に戻って補給金は支給を開始するのか。

会社：元に戻ることはしない。

組合：新築した住宅が何らかの原因で損壊した場合に、新たに住宅を新築または購入することとなる。新築または購入した場合には新築までの期間または購入までの期間は持家がない状態となるが、その期間は住宅補給金は支給されるのか。

会社：別途整理となるが、基本は物件が無くなった場合には支給は終わりとなる。

組合：新たに住宅を新築または購入した場合は住宅補給金は支給されるのか。

会社：最初に新築または購入した時点からの継続となる。

組合：新たに住宅を新築または購入するまでの間、持家がない期間は支給終了予定日以降に先送りされるのか。

会社：先送りはされない。あくまでも持家を初めに新築または購入した時から支給終了日までである。

組合：改正後は20年間の支給となるが、20年間で終了となるのか。

会社：最長20年間で終了となるが、現行制度が適用される者については60歳まで支給となる。

利子補給制度と持家住宅補給金を併給すること！

組合：利子補給制度の利用者は何人か。

会社：数名いる。

組合：利子補給制度と持家住宅補給金の併用はしないのか。
会社：併用をする考えはない。
組合：福利厚生である。併用をすべきである。
会社：その様な考えはない。
組合：持家制度を充実させるならば住宅利子補給制度と住宅補給金の併用をすべきである。
組合：会社は、金利の安い金融機関に斡旋はしないのか。
会社：J R 東海と提携している15件の金融機関がある。優遇金利で貸し出しをしているため斡旋をしている。
組合：利子補給制度から持家住宅補給金制度への変更を受け付けるとあるが具体的に何時頃になるのか。
会社：平成25年2月から3月の1ヶ月間程度を予定している。

転勤で持家からの通勤が不可能な場合の社宅料金は1倍！

組合：社員または扶養親族が所有を有する住宅が、勤務地から通勤可能な範囲にないが、当社のいずれかの業務機関まで通勤可能な範囲にある場合、社宅の居室使用料は、年齢を問わず所定料金の1倍とすると説明したが、具体的にはどういうことなのか。
会社：例えば東京に家があり、名古屋に転勤になった場合、家族用社宅に入居した場合は居室使用料は基本の社宅料金となることである。
組合：13日の業務委員会では組合から、転勤等により社宅に入居しなければならない場合の使用料金について除外・減額を求めたが、会社は「その様な考えはない」と答えた。その後に組合の要求を受け入れたと言うことか。
会社：その様な議論をした覚えはない。
組合：間違いなく業務委員会で組合が主張してきたことである。会社が組合要求を受け入れたものである。

通勤できない持家がある社員も所定料金の1倍とせよ！

組合：持家はあるが、当社のいずれの業務機関にも通勤できない範囲にある場合は居室使用料は、40歳以上44歳以下は所定料金の2倍、45歳以上は所定料金の2.5倍としているが、どこの業務機関にも通勤できない範囲なのだから1倍とすべきではないのか。
会社：何処に転勤しても通えないためである、通勤が可能な持家があることが前提である。
組合：広域異動者または特別な事情がある場合とは具体的にどのようなことか。
会社：広域異動者とは国鉄改革の時の広域異動者である。特別な事情とは、不

可抗力によって自宅が火災や震災に遭った場合とである。

組合：国鉄改革ではなく、国鉄時代に新幹線の開業のため九州や北海道などから出てきた人は広域移動者または特別な事情がある場合に当てはまらないのか。

会社：当てはまらない。

組合：50歳以上で、特別な事情がある場合には2倍となるのか。

会社：2倍となる。

組合：極めて不満な制度である。問題点が多くある。提示内容を変える考えはないか。

会社：変える考えはない。

組合：対立である。改善を要求する。

以 上